

開発許可の手引き改訂箇所新旧対照表

No.	分類	改訂前の場所		改訂後の場所		変更前 (2011年8月1日)	変更後 (2012年4月1日)	備考	理由
		ページ	行	ページ	行				
1	事務編	2	4	2	4	島根県	松江市	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
2		3	22	3	22	島根県	松江市	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
3		44	29	44	29	島根県	松江市	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
4		44	33・34					削除	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
5		47	1	47	1	地域振興を図るための工場等	技術先端型業種の工場等	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
6		47	23	47	23		松江だんだん道路の津田、西尾	追加	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため

7	事務編	48	4～17	48	4～17	<p>① 有料老人ホームの設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営標準指導指針における基準に適合しており、かつ、<u>独立行政法人福祉医療機構等の公的融資を受けて建築されるものであること。また、公的融資が受けられない場合は、有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られることが確実と判断されるもの。</u></p> <p>③ 入居一時金及び利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定がなされている場合等有料老人ホームの機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適当であり、次の要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>④ 有料老人ホームの立地につき、松江市の福祉政策、都市計画の観点から支障がないことについて、市長が承認を<u>与えたものであること。</u></p>	<p>① 有料老人ホームの設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営標準指導指針又は県が当該指針を参考に策定する指導指針等が適用される場合にあっては同基準に適合しており、かつ、<u>住宅部局及び福祉部局と十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られることがほぼ確実と判断されるもの。</u></p> <p>③ 入居一時金及び利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定のため不可避である等、<u>有料老人ホームの機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適当であり、次の要件のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>④ 有料老人ホームの立地につき、松江市の福祉政策、都市計画の観点から支障がないことについて、市長が承認を<u>与えることがほぼ確実と判断されるものであること。</u></p>	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
8		49	25～29	49	25～29	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、<u>同法第77条に規定する幼稚園、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校で、主として開発区域の周辺の居住者以外の利用を想定している学校のうち、その立地がやむを得ないと認められるものであること。</u></p>	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、<u>同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校で、主として開発区域の周辺の居住者以外の利用を想定している学校のうち、その立地がやむを得ないと認められるものであること。</u></p>	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため

9	事務編	60	23	60	23	島根県	松江市	修正	島根県開発審査会から松江市開発審査会となったため
10	様式			38			開発行為事前協議申請書添付書類 (38ページ以降1ページずつずれていきます。)	追加	